

平成27年9月11日

第69回 神戸市個人情報保護審議会

統合宛名システムの構築について

(企画調整局)



神企情第3134号
平成27年9月4日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村裕三様

神戸市長 久元喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第11条第1項及び第2項の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

統合宛名システムの構築について

(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

担当：企画調整局情報化推進部

統合宛名システムの構築について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

◎は条例第11条第2項に該当するもの

【データ項目】

(特定個人情報項目)

統合宛名番号 (中間サーバーと団体間でのシステム連携に利用する制度個人番号に紐付いた番号)

制度個人番号 (本人に通知される国が定めた1個人に1つの番号)

業務宛名番号 (既存業務システムが付番する、業務ごとの管理番号)

世帯番号

氏名 (漢字・カナ・アルファベット)

通称名 (漢字・カナ)

生年月日

性別

現住所_郵便番号

現住所_全国町字コード

現住所_住所

現住所_方書

届出年月日 (最新異動日・消除年月日)

異動年月日 (最新異動日・消除年月日)

異動事由

開始年月日

終了年月日

◎DV 該当者フラグ (DV 該当有無を識別するフラグ)

統合宛名システムの構築について

1. 趣旨・概要

平成 25 年 5 月に成立した行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以降「番号法」と称する。）等に基づく社会保障・税番号制度の施行により、平成 29 年 1 月から国の機関間、同 7 月から地方公共団体間における社会保障・税関連情報の連携が実施される。

番号法別表 1 及び別表 2，もしくは条例において定められた各事務における特定個人情報とは、国の用意する中間サーバープラットフォーム（以降「中間サーバー」と称する。）に格納され、それぞれの情報を中間サーバーへ提供・参照する際に、個人を特定する制度個人番号を団体内統合宛名番号（以降「統合宛名番号」と称する。）に変換すると共に、中間サーバーからの要求により神戸市が保有する基本 4 情報（氏名・性別・生年月日・住所）を提供する機能を備える必要がある。

上記の理由から、制度個人番号・統合宛名番号・基本 4 情報を管理する統合宛名システムを構築し、社会保障・税番号制度への円滑な対応を図る。

2. システムの構成

(1) 統合宛名データベース

住登者については共通基盤システムより、住登外者については業務より連携される制度個人番号と基本 4 情報から、統合宛名番号を付番し、特定個人情報（統合宛名情報）の管理を行うデータベース。

(2) 統合宛名運用管理端末

統合宛名システムの設定や運用管理を行い、主に情報化推進部職員が利用する運用管理端末。

(3) 統合宛名端末

統合宛名データベースへの情報登録や情報照会を行い、主に特定個人情報利用事務職員が利用する業務用端末。

(4) 中間サーバー連携機能

既存業務システムが保有する特定個人情報について、中間サーバーへ情報提供を行う。

また、他団体が保有する特定個人情報について情報照会を行い、照会結果を情報照会元業務システムに返却する。

(5) 中間サーバー接続端末機能（仮想端末機能）

番号法別表第一省令に規定された機関が、同法別表第二省令に定められた事務を行うことを目的に、国が準備する情報連携機能（中間サーバーソフトウェア）。

統合宛名システムに仮想端末機能を構築することで、統合宛名端末で中間サーバ

一接続端末機能を併用できるよう準備する。

(6) 符号管理機能

中間サーバーから先の情報提供ネットワーク内では、符号を用いた情報連携が行われる。

神戸市で新たに統合宛名番号を付番したことによる中間サーバーへの符号取得要求処理と符号の状態管理を行う。

3. 効果

神戸市と中間サーバーとの接続接点を統合宛名システムのみとすることによって、適切なアクセス管理と不正アクセスの遮断を一点で行うことが可能になり、特定個人情報に対するより高いセキュリティを確保する。

特定個人情報項目について参照権限を制御することによって、個人情報を適切に保護する。

統合宛名システムを通して機械的に情報連携を行うことで、制度個人番号と統合宛名番号の紐付けを正確に行い、各業務システムにおける特定個人情報の同期性を担保することができる。また、既定された操作以外の処理を制御することによって、誤った操作や不適切な処理が行えないようにする。

4. スケジュール

～平成 27 年 12 月	統合宛名システム構築・テスト
平成 28 年 1 月～	共通基盤システムとの連携を開始 団体内連携テスト
平成 28 年 7 月～	総合運用テスト（情報提供ネットワーク連携）
平成 29 年 1 月～	国の機関間での情報連携開始
平成 29 年 7 月～	地方公共団体間での情報連携開始

5. 処理件数

統合宛名データベース	住登者	: 約 1,540,000 件
	住登外者	: 約 1,100,000 件
特定個人情報	※番号法別表第二省令に定められた事務ごとに提示	

6. 個人情報の保護

「神戸市個人情報保護条例」及び「電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」に基づき、以下のとおり厳格に対処する。また、当該システムの保守運用については、契約に基づき、委託事業者にも上記条例等の趣旨を徹底させる。

(1) システム上の保護

- 運用監視端末は施錠可能な場所に設置し、職員または運用委託事業者以外の者が操作できないよう、パスワードによる制限を設ける。
- 中間サーバーへの接続は LGWAN ネットワーク内のみで行い、統合宛名端末への接続は基幹系ネットワーク内のみで行う。接続承認を行った特定のサーバー及び端末以外との通信を行わないよう制御する。
- 外部記録媒体へのデータ書き込みが行われないよう、USB や DVD マルチドライブ等のデバイス制御を実施する。
- ハードコピーや帳票印刷が行われないよう、プリンタを接続しない。また、プリンタドライバ等のインストールが行えないよう制御する。

(2) 運用上の保護

- 操作者権限の適切な設定により、運用監視端末からデータの参照・修正を行える者を制限する。
- データ修正を行う場合は、情報化推進部事務室内設置の運用監視端末から、職員立会いのもと操作を行う。
- 運用監視端末へのログインは生体認証により行う事とし、認証された本人以外の端末操作は禁止とする。
- 特定個人情報にアクセスすることとなるため、運用監視端末を操作する者について、年度毎に端末操作者一覧の提出を必須とする。

(3) 既存業務システムへの制限

- 特定個人情報取り扱い事務における統合宛名端末使用者について、適切な権限管理を行うこととし、年度毎に端末使用者一覧の提出を必須とする。
- 統合宛名端末へのログインは生体認証により行う事とし、認証された本人以外の端末操作は禁止とする。
- 統合宛名システム及び統合宛名端末を利用するにあたり、個人情報保護に係る運用手順の確認を行う。
- 統合宛名システム及び統合宛名端末を操作する際に必要となる、メモ等の特定個人情報を記載した紙媒体や可搬電子媒体については、その保有の必要がなくなり次第、シュレッダー等による復元が困難な破棄、または可搬電子媒体からの完全な削除等による廃棄を確実に行うこととする。